



平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本光電工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 鈴木 文雄
(コード番号 6849 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長 広瀬 文男
(TEL 03-5996-8003)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 法令に定める監査役員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役の選任に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議の効力を 4 年にするものであります。
- (2) 補欠監査役の選任を行うことに伴い、補欠監査役の任期に関わる調整規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

平成 23 年 6 月 28 日 第 60 回定時株主総会開催
平成 23 年 6 月 28 日 定款変更の効力発生

以 上

(変更部分は下線____で示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>